情報ファイル

information file

国保・医療

就職・退職などのときは国民健康保険の届け出を

各職場の医療保険（会社の健康保険や共済組合など）に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届け出をした月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、ほかの市町村から転入した月をいいます。

たとえば、3月に会社をやめた方が、7月になってから国保加入の届け出をしたときは、7月分の保険税からではなく、3月分の保険税からさかのぼって納めなければなりません。

手続きは、忘れずに14日以内に行ってください。

また、国保に加入している方が、勤務先などで健康保険などに加入した場合、届け出がないと国保税がそのままかかってしまったり、誤って保険証を使ってしまうと、医療費を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

後期高齢者医療保険証の更新

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(日)です。

8月1日(月)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

簡易書留郵便は、受け取るときに押印または署名が必要です。

配達時に不在の場合は、郵便受けに『郵便物等お預かりのお知らせ』の案内が入りますので、案内に従い再配達の依頼をしていただくか、直接受け取りに行っていただくことになります。

郵便支店での留置期間（案内に記載されている期間）を超えると、保険証は市役所へ返還されます。その場合は、市民窓口グループへ印鑑と身分証明書、現在お持ちの保険証を持ってお越しください。

保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(月)以降に医療機関などで受診するときは、かならず新しい保険証を提示してください。

なお、所用で市役所へお越しの際には、古い保険証を返却してください。

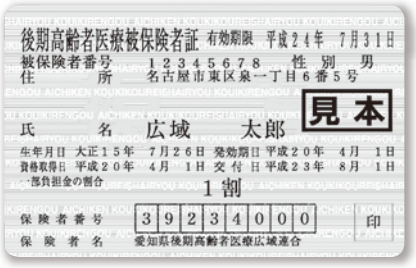

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(日)です。

新しい受給者証は、7月末日までに自宅へ郵送します。

8月1日(月)以降、病院などで受診する場合は、新しい受給者証を病院などの窓口へ提示してください。

※新しい受給者証は薄橙色です。

※古い受給者証は、8月31日(水)までに郵送か通知文に記載されている施設の回収箱または市民窓口グループまで返却してください。

＊　＊　＊

障害者医療費受給者証・母子家庭等医療費受給者証・後期高齢者福祉医療費受給者証の更新

障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方で、有効期限が今年7月31日(日)までの方は、更新の手続きが必要です。

該当する方には、6月中に案内通知を送付しましたが、更新申請が済んでいない方は、至急手続きをしてください。

申請内容を審査のうえ、対象となる方へは月末までに障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証を郵送します。

旧受給者証は、8月以降、市役所へ返却してください。

＊　＊　＊

問合せ先
囲市民窓口グループ
☎52-11111（内線217）

問合せ先
囲市民窓口グループ
☎52-11111（内線261・262）